



＜PROFILE＞ 平井繁利（ひらい しげとし）

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

＜現在＞ 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例

10月号の続き

マイナンバー制度が始まった。 今、やらなくてはならないことは？（その2）

マイナンバー制度では、とても厳しい罰則の規定があり、厳重な安全管理措置が求められていますので、ここではその概要をお伝えします。

安全管理措置については、番号法第12条、第33条、第34条、個人情報保護法第20条、第21条に規定されており、事業者は個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされています。

1. 組織的安全管理措置

組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

2. 人的安全管理措置

事務取扱担当者の監督・教育

3. 物理的安全管理措置

特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

4. 技術的安全管理措置

アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止

なお、こうした安全管理の具体的な内容については、

平成26年12月11日に特定個人情報保護委員会が公表した

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の（別添）「特定個人情報に関する安全管理措置」

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261211guideline2.pdf>

に詳細な記載があるので参考にされたい。なお、中小規模事業者（従業員数が100人以下の事業者）については、事務で取り扱う個人番号の数量が少なく、また、特定個人情報等を取り扱う従業員が限定的であることから、特例的な対応方法が示されていますが、このガイドラインの中では中小規模事業者が、手法の例示（100人超の事業者向け）に記載した手法を採用することは、より望ましい対応であるとされています。なお、小規模事業者のかんどころについては次回掲載予定です。

（以下12月号に続く）

【参考】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第三十二条 個人番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第九章 罰則

第六十七条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第一項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関し取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルその全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含むものを提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。以下第七十七条まで罰則規定